

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakatsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポル幅ヶ谷九〇四 電話(03)337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

「A級戦犯合祀」と私の感想

矢田部 理……………2

憲法と「靖国」改憲論議に寄せて(上)

日本の医療は崩壊した!……………4

「これが、「小泉の改革」」

「農民運動」の新たな展開……………5

山形県高畠町における「有機農業運動」について

◆〇六組合大会から(四)◆……………9

新国際組織そして一〇四七人問題

全労連、国労大会他

国労全国大会は何を決定したのか……………11

〔資料〕解決にあたっての具体的要求(国労闘争団全国連絡会議)……………14

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 976

二〇〇六年九月一日号

二〇〇六年九月一日発行
(毎月一日・二日・二日三回発行)

「A級戦犯合祀」と私の感想

憲法と「靖国」―改憲論議に寄せて（上）

七月二〇日、日経新聞がスクープで、昭和天皇は一九七八年靖国神社がA級戦犯を合祀したことに不快感を示し参拝を中止したと報じ、他紙やテレビも一斉にとりあげました。

今年五月、私は「憲法と靖国」という小論を雑誌に掲載（その後一部加筆・次号に掲載）し、その中で天皇と靖国参拝に言及しておりましたので、このたびの報道について若干の感想を付して参考までにお届けします。

日経によりますと、天皇が参拝しなくなった理由について「A級戦犯合祀が原因」であるという見方と「三木首相の靖国参拝が、公人か私人かを巡り政治問題化したため自粛した」という見方があったが、前者に「裏付けができた」とし、朝日社説も合祀で「議論に決着」と述べています。

私はこれで決着がついたとは思っていませんし、日経などの報道は前提となる事実の認識も正確ではありません。

天皇の靖国神社参拝は一九七五年一月二二日が最後で、それ以降は参拝しておりません。A級戦犯の合祀はそれから三年後の一九七八年一月一七日であり、富田メモの天皇が『私あれ以来、参拝していない』というのは事実と違えます。なぜ、一九七五年の参拝が最後になったのかといえば、この参拝が初めて国会で憲法上問題ありと取り上げられ政治問題化したからです。経過としては一九七五年八月一五日の三木首相の私的参拝問題がありますが、ここで政治問題化したのは、日経のいう三木首相の参拝ではなく、一月二二日の天皇の参拝そのものです。このことが世の中で余り知られておらず、また正しく伝えられておりませんので、問題に直接かかわったひとりとして、この間の出来事を正確にお伝えする責任を感じ拙文を記しました。

当時の政治的な動きとしては、靖国の国家護持に失敗した自民党は、天皇、首相らの靖国神社への公式参拝を推進するために表敬法の制定に力点を移すことになりますが、天皇参拝はその時期に重なります。一九七五年一月一九日宮内庁は、新憲法下で七回目にあたる天皇の靖国神社参拝を公表しました。当時社会党にいた私たちは、これを黙視するわけにはいかないと急遽翌二〇日の参議院の内閣委員会を取り上げることにしました。国会で初めて天皇の靖国参拝が問われたと伝えられています（「靖国の戦後史」岩波新書一四八頁）。

委員会には、宮内庁次長であった富田朝彦氏（富田メモの当事者）も出席していました。私は、天皇の公式参拝が憲法上認められないのは明らかであるが、私的参拝だと説明しても政教分離の原則に背くと、三木首相の国会答弁を引用して追及しました。

三木首相は、一九七五年五月一日の参議院法務委員会で、その年の五月三日の憲法記念日に稲葉修法務大臣が改憲を提唱する自主憲法制定国民会議に出席したことについて『閣僚はその地位の重みからして公私の使い分けはそもそも困難で閣僚の行動としては慎重を欠いた』との公式見解を示し陳謝しました。その基準に照らせば、天皇はその地位からみて大臣以上に公私の区別は難しく、私的参拝だから問題がないという政府側の説明は納得できないとして天皇の靖国参拝に反対しました。その日は天皇参拝の前日でしたから、私たちが国会で追及しただけではなく、社会、共産の両党が反対声明を出し、キリスト者など宗教団体が抗議集会を開いたりしたので、天皇の靖国参拝は表敬法案の先取りであるとの批判も強まり政治問題化しました。

その翌日、天皇は反対をおして靖国神社参拝をしましたが、それを最後に参拝を取り止めています。天皇の参拝それ自体が院内外から批判され、政治の渦中におかれることになったので、以後天皇は参拝を自粛したというのが真つ当な見方だと思います。一方富田メモによれば、天皇は靖国神社の「A級戦犯合祀」を不満とし『私あれ以来、参拝していない』と述べているようですが、参拝をしない理由としてそれは貴重な資料だと思います。

そこで、一連の経緯をどう見るかですが、前述のように昭和天皇は一九七五年の参拝が国会で批判されるなど政治問題化したので、これ以上事態が深刻になることを避けるために、参拝を中止した物と思います。そして三年後の一九七八年にA級戦犯の合祀があり、天皇はその合祀に強い不快感を示し、さらに参拝できない理由が加わって引き続き参拝しなくなったと見るのが事実にあります。したがって、冒頭に述べた二つの見方はどちらが正しいのかの二者択一ではなく、歴史的事実のつながりの中で見るべきで、天皇の参拝中止の理由を「合祀論」で決着というのは片面的な見方だといわざるを得ません。

靖国問題は今日「A級戦犯合祀」が中韓両国の批判なども含めて焦点となっており、それは靖国神社のゆがんだ歴史観を特徴的に表現するものとして非難されて当然です。また、合祀や対外配慮を理由に天皇や首相が参拝しないことは是としますが、それで靖国の問題が解決するわけではありません。靖国問題の核心は、歴史認識の問題であり、政教分離という憲法上の問題です。植民地支配や侵略を否定し、一五年戦争は自存自衛の戦争であり、A級戦犯は無罪であり殉難者だと喧伝する靖国神社の歴史認識を肯定するわけにはいきません。

戦前、国家神道が果たしたさまざまな弊害を反省せず、神道という特定宗教をかかげる宗教団体に天皇や首相が参拝することは、A級戦犯合祀の有無にかかわらず憲法の政教分離の原則に背く違憲の行為です。したがって、最近いわれているA級戦犯の「分祀」などでは、内外の風当たりが強いことから、それをかわすための便法ではあっても、靖国問題の本質的な解決にならないことを銘記すべきです。

日本の医療は崩壊した！

—これが、『小泉の改革』—

健康保険法等の一部を改正する法律案が成立しました。これは四部構成から成り立っていて、①医療費の適正化（切り下げ）、②新たな高齢者医療制度の創設、③都道府県を軸とした保険者の再編・統合、④その他（中医協の改革・混合診療問題）となっています。

○六年一〇月施行として、①療養病床に入院する七〇歳以上の患者の食費・光熱水費の全額自己負担、②一定以上の報酬のある七〇歳以上の医療費自己負担を二割から三割に引き上げ、③埋葬料を現行賃金一ヵ月相当から一律五万円に引き下げ。

○七年四月施行として、①傷病手当金・出産手当金支給対象者から任意継続被保険者を除く、②傷病手当金を標準報酬日額の三分の二に減額、③資格喪失六ヵ月以内出産者に支給された出産手当金の廃止。

○八年四月施行として、①後期高齢者新医療制度創設、②療養病床の食費・光熱水費全額自己負担を六五歳以上から、③七〇〜七四歳の医療費自己負担を一割から二割に引き上げ、④六五歳以上の年金給付から国保税徴収。

とまあ、気の付いた項目を羅列しましたが、保険料はたつぷり取って給付はぐっと減らす。これでは年金生活者は生活できません、と言うより年金がマイナスになってしまいます。こんな大切な事が簡単に決まってしまったのです。「お金が無ければ病院に来るな」から一歩進んで「お金が無ければ静かに死んでね」と言っているのと同じです。医療が崩壊しました。

六月に成立した「健康保険法の一部を改正する法律案」では、保険者の再編・統合も決まりました。国保は市町村単位から広域化を図っていくと思います。問題は政管健保です。現在保険料は全国一律ですが、それが崩れる可能性が出て来ました。運営が都道府県単位に移ります。そうなると、生活習慣病対策を都道府県で計画し、四〇歳以上の検診・保健指導を各保険者に義務づける事も同時に決ったので計画が進まず検診も実績が上がらず成人病患者が増えて医療費が増えれば、「あなたの県は保険料を上げて下さい。患者負担も上げなさい。自己責任です」となってしまいます。これは考えすぎではないと思います。住んでいる所によって保険料、自己負担に差ができてしまいます。国民皆保険が崩壊します。ますます、病院から足が遠のいてしまうのではないかと思えます。

医療に理解のある知事、議員だったら良いのですが公共事業の発注を求める人達の後押しで当選した知事、議員は医療費にお金は投入しないでしょう。これまでになく知事、道議会議員選挙は重要になってくるでしょう。このような大切な事も簡単に決まってしまうました。病院に働く私達はかりでなく多くの国民が理解する暇もなく「医療費の適正化」の名の下に実施されます。これが、『小泉の改革』です。

（協会病院労組）帯広支部「みんな」

「農民運動」の新たな展開

―山形県高島町における「有機農業運動」について―

山形県高島町にこの六月、有機農業運動についての視察研修にいつて来ました。

それは、この有機農業運動が現在「壊滅」状態にある「農民運動」の新たな展開を示していると思つたからです。以下は、そのレポートの要約です。

「勇気農業」との批判の中から

高島町では、昭和四八年に「高島町有機農業研究会」が三八名の仲間で設立されました。一九六〇～七〇年にかけての青年団活動の高まりの中で、農政問題や地域問題がそのテーマとなり基本法農政の中の近代化農政への批判、高まる米価闘争への参加を通じて、権利意識が高まり、各地での公害の発生とそれに対する批判、農薬汚染、環境汚染が科学万能主義への批判に繋がり、自然への回帰が叫ばれ、折からの地元の農民詩人である星寛治氏の「自然哲学思想」の影響や、また一楽照雄氏（元全中専務）や築地文太郎氏を中心に設立した「日本有機農業研究会」の影響を受けた青年団の仲間が「反近代化」というアンチテーゼのもとに、また、自分のつくった農産物に自分で値段をつけられない、市場システムから自立して、主体を確立しようという運動として始まりました。

しかしながら、有機農業は地域の中では「勇気農業」といわれ、地域の中では少数派で「変わり者」扱いされ、既存の団体との軋轢も生じました。その典型が農協等との「農薬の空中散布」の問題でした。

しかしながら、それを支えたのは、意識ある消費者の支援でした。有機農産物の販売価格は当然、通常の商品流通の価格よりは高くなります。収量が少ないのと、過重な労働のためです。通常価格の倍程度の値段で産直されています。

このような価格でも継続して購入してくれ、そして、必ず励ましの言葉を送ってくれる消費者の存在が彼らを励まし続けたのです。

協同組合の「原点」―上和田有機米生産組合

このような経過の中で、高島町での有機農業者は増えました。現在では、地域ごとに八団体で高島町有機農業推進協議会が組織され、一〇〇名近くの農家が会員として組織されています。一農家の有機農業の面積は二〇～三〇アールです。

その八団体の一つである「上和田有機米生産組合」を紹介します。同組合は、有機農業の発展に伴い、地区ごとの組織に改変した一九八六年に発足しました。

「有機農業の里高島町の東南部に位置し、奥羽山脈の清流注ぐ和田地区に一九八六年上和田有機米生産組合は誕生した。豊かな郷土愛と情熱的な行動力を持つ農業者たちは経済至上主義がもたらしたゆがみを直視し、先達の農の真髄を極めんとする試行錯誤と自立を求める強い意志に学び、食の本質と地域環境保全、生消提携による主体的な流通を探索し、様々な運動を展開してきた。それに、共感する消費者と共に創造する土づくり・ふるさとづくりの歩みである。」（上和田有機米生産組合、紹介リーフ

レットより)

現在、七〇名におよぶ会員が、「完全有機米」と農薬一回を認める「準有機米」に取り組んでいます。販売価格は生産者手取りで六〇キロ当り、三万三〇〇〇円(完全有機米)と二万四〇〇〇円(準有機米)で農家が生産から、販売、営業の仕事を分担し、共同精算し、完全有機米と特別栽培米の精米工場にも出資しています。

収量は十アール当たり、六〜七俵で、雑草をうまくコントロールすれば、八俵近く行くとときもあるとのこと。現在は「合鴨農法」も導入され、以前よりは重労働は軽減されたとのことでした。

ここで感じたことですが、「上和田有機米生産組合」は有機米の保管等にJAを利用して、共存共栄という方向を示していますが、JAの方ではあまり歓迎していませんでした。要するに「有機米なんて面倒くさい」ということらしいです。確かに有機米は面倒くさいです。小口配送、苦情処理、代金の回収、農業体験の受け入れ・等々。消費者と生産者の顔の見える産直は、既成の市場流通とは違い、商品価値ではなく、人と人との信頼関係が流通の原点になっているので、既成の合理的な市場流通ではまかないきれません。また、JAにそのようなノウハウが無いということも原因でしょう。

しかし、近年の「地産地消」は「多品目少量」生産が基本であり、消費者との直接のふれあいを「売り」にしているので、今後のマーケティング戦略として、検討する必要があるでしょう。それから、「上和田有機米生産組合」は遺伝子組織にも組織として反対しており、平和運動への取組みも活発であり、教育活動にも力を入れていきます。要するに、「理念としての協同組合」として存在しているということです。協同組合運動は教育運動だ、私たちは教えられました。しかし、今のJAにはその教育運動が見当たらないばかりか、そんなのは金の無駄使いといわんばかりです。そういう意味では、協同組合の「原点」を見ることが出来るのです。

有機農業が町に“活気”

この有機農業により、高島町には様々な「経済的」も含め効果が上がっております。

第一に、高島共生塾。毎年一〜三月に数回、各界の著名人を集めて講演会を実施しております。井上ひさし、佐高信などから大学教授まで。参加者も毎回一〇〇名〜二〇〇名に達しております。その会員は、有機農業者を中心に約一〇〇名いて、年会費が一万円です。いまだきいますか？一万円の会費を払って、講演を聴くって・・・まさに「協同組合運動の理念」そのものです。

また、共生塾主催の、有機農業体験の「まほろば農学校」は北海道から九州まで毎回三〇名ほど参加しております。また、有機農業の修学旅行や体験学習では年間一〇〇名を超えており、これらの活動が有機農業の思想を広め、かつ、将来の消費者としての結びつきを強めることにつながっています。

第二に、新規の「定住者」が七〇戸を超えました。上記の体験農業などから、高島町を気に入り都会から「移住」してくる人たちが増えていることです。その人たちは、

様々な職業を経験しているのです、そのノウハウは高島町の街づくりに大いに役立っています。

このほかにも、農業後継者問題とか、現在、農業・農村の抱えている問題は山積していますが、「自立した農民の主体的活動」は様々な分野に大きな影響を与えております。

評価―「農民運動」としての高島町有機農業研究会

近年、有機農業という存在が、様々な話題を提供していますが、「有機」そのものが「まがい物」だったり、ラベルだけの「有機」だったり、また、商品の「差別化」のための有機だったりしています。

高島の有機農業は、反近代化の思想の下に「商品としての農産物」を拒否し、本来の農産物の持つ本質を重視し、生産者と消費者の信頼関係の下に成立しております。生産者の再生産費を消費者が保証する、市場流通の三倍近い値段でも、日本のいや、高島の農業を守るためのコストとしてそれを負担してくれる消費者との関係は、資本主義とは相容れない質を持った運動として評価されなければなりません。そして、この運動が「点から、面へと」広がりを見せているのです。本来の協同組合運動もこうであらなければならぬと私は思います。農協でやらなければならないことを、彼らがやっているんだと・・・。

旧来の「農民運動」は農民の生活や権利を守ることが主眼に置かれ、食糧、環境、食品の安全性といったことは、なかなか考慮されませんでした。時代の変遷と共にそれは運動の形成が難しくなり、「反独占」「反資本主義」の運動は作れなくなっているといっても過言ではありません。

農業は、土地を生産手段にしています。勝手な「資本移動」は出来ない特殊性もついています。故に、土地という生産手段が所属する「地域」という運動母体を無視することはその運動の否定につながります。

高島の有機農業運動は、土地という生産手段の所属する地域において、「反資本主義」的な質を持った運動を作ってきました。その意味では、画期的で先進的な運動として評価されると思います。「農業運動」が開かれているということなのです。

日本全国各地には、様々な有能な「有機農業家」が存在します。しかしそれは、まだ、「点」としてしか評価されていません。また、行政の政策として有機農業を推進している市町村もあります。しかしながら、農民独自の運動として取組み、有機農業専用のライスセンターまで建設し、それを「面」として発展させたところは記憶にありません。要するに、この運動をもっともつと発展させなければならぬということです。個人的な頑張りから、組織としての運動に発展させていかなければならないということです。

課題―オルガナイザー

そのための課題を次に明らかにしたいと思います。

まず、この高島町の有機農業には「営業」という仕事がありません。新聞やマスコミがその宣伝をし、それが「営業」の役割を果たしてきたのです。それは、積極的な有機農業を支持する消費者を増やすことにはなりません。高いコメを買える中間層の「気まぐれ」に依拠する運動でしかないと思います。自分が収穫した農産物に自分で値段をつけるという自立した農民の姿勢を理解し、農業や農村を守っていくという思想を広めることには繋がっていかないと考えます。要するに「自然発生的な意識」から、「目的意識的な意識」を獲得するためには、それらの消費者も組織していかねればならないのではないのでしょうか。

そのためには、労働組合でいう「オルガナイザー」の存在が不可欠であると思います。高島の有機農業についてのパンフレットをつくり、消費者にそれを宣伝して、「近代化農業」が作り出した「罪状」を明らかにし、学習しそして「消費者グループ」として組織する。

消費者グループを組織し、大きくすることにより、それが、有機農業の「パイ」を大きなものにし、生産者も増える、相乗効果がでるんじゃないでしょうか。

今、「いのちを耕す人々」という高島町の有機農業のドキュメント映画が封切られました。この上映運動もまた、「オルガナイザー」としての役割を果たすでしょう。

現状では、生産者が一番苦労しているのは、「消費者のわがまま」だと聞きました。いくら、支援していても「曲がったきゅうりはいや!」とか、「パックじゃないと不潔」とか、一回で送る量が多いとか、少ないとか・・それにいちいち説明して、議論することの手間ひま・・。(この議論が本当に大事なのですが) 要するに、有機農業の意義、目的などが理解されていないことの表れにほかならないのです。

実際に、援農など実際に現場に来て、その大変さを味わってくれば、現実を認識できるのですが、確かに毎年一〇〇〇人くらいの援農者は来ているのですが、消費関係者は五万人十万人ですから・・。

問題は、その「オルガナイザー」の役割を農協ができるかということですが。その「オルガナイザー」は自らも、有機農業の現場を熟知していて、思想的にも相当の造詣の深い人間でなければ出来ないと考えます。

「自立した農民」の闘い、運動

高島町では、「農民運動」が従来の米価闘争をはじめとした政治的要求の運動から、地域づくりをメインにした運動に変化して、それが、大きな成果を挙げているということ。それも行政の力が中心ではなく、「自立した農民」の自らの闘い、運動として形成されてきた、というところに大きな特徴があります。私自身も労組運動の中から、農民運動を二〇年近く見てきたわけですが、今までにない感動を覚えました。

有機農業運動だけが「農民運動」という認識はありません。土地という生産手段に根ざした地域を運動課題にするという発想は、運動としては、「地域おこし」等、全国各地に存在するのですが、それを「反資本主義的運動」の質をもった運動として高島では確立されてきたことにその先進性が見出されるのです。

「農民運動」の終局的目標は、安全な食糧を供給することと、それを通じた地域づくりだと思えます。いわゆる「反合理化・改良闘争」です。高島町の有機農業がそれに一つの答えを与えていると思えます。

(秋田・島山 勝巳)

◇〇六組合大会から(四)◇ 新国際組織そして一〇四七人問題

全労連、国労大会他

新国際組織への加盟検討

司会 全労連は今年十一月、国際自由労連（ICFTU）と国際労連（WCL）が合同してつくられる「新国際組織」への加盟をめざす方針を打ち出したようだが。

D 方針案で①公務員労働者の労働基本権、②中労委委員の任命、③国鉄闘争をあげ、「国際的な連帯と協同がますます重要」、「積極的な対応が求められる」と。具体的には①全労連の国際連帯活動の重要性と国際組織の役割についての議論を深め、②新国際組織への加盟によって全労連の運動と組織がどう前進・変化するかを明らかにし、③新たな国際組織への加盟問題について検討を開始する、④新国際組織の結成大会に傍聴を派遣するとしている。

「反連合」を旗印に全労連は一九八九年十一月に結成された。基本政策はといえば共産党の路線転換の進行とともに、「連合」と違いがなくなっているのが現状だ。「参加・提言・改革」路線が前面に出ている。全労連大会の議案は①運動方針、②組織拡大強化・中期計画案（二一世紀の新しい労働組合づくりをめざして）の二本。中期計画案は労働組合改革に五項目を上げている。そこに「機械的な抵抗・対立型の闘争から脱却しているか」とある。新しい労働組合運動のあり方では「政策重視型」労働組合へと、『職場と雇用を守る』ために労働組合の政策を積極的に対置してたたかうことが求められている」と。

司会 全労連はICFTUに反発してたんじゃない。

D 結成時はそうだ。しかし、今は変わった。全労連が連携してきた世界労連はソ連・東欧社会主義国崩壊以降、存在感はいちじるしく低くなった。路線転換と相まってICFTUとの連携を求め始めたということだろう。

「もうひとつの日本」「二〇〇万全労連」

司会 全労連の方針の特徴はなにか。

D 特徴は二つある。一つは日本社会の現状改革を目的とする「もうひとつの日本」を求める運動。この運動を進めるキーワードとして①「戦争しない、参加しない日本」をつらぬく、②働くルールを確立し、格差と貧困の是正、③持続可能な地域社会の実現を提起する。二つは『「二〇〇万全労連」の達成は日本社会を改革し、『もうひとつの日本』をつくるうえで不可欠の課題』と、労働組合の壮大な共同、組織拡大を提案している。

司会 国鉄闘争をどうたたかおうとしているのか。

D 方針案には「早期解決に向け、建交労・国労を軸とした団体間共闘の強化、解雇された当事者の総団結を土台に、大衆闘争の前進、解決を求める世論の高揚をはかり、政府に解決交渉のテーブルづくりを迫る」とあるだけだ。

司会 論議はどうだったのか。

D 大会を傍聴したわけではない。全労連機関紙誌の大会特集号には千葉の代議員から「一〇四七名の解雇事件から二十年が経過し、一刻も早い解決を願うのは全国の仲間的一致した思い」との発言がのせられている。しかし、この代議員は「国鉄闘争で働いた千葉は中核派と一体。こうした組織との共同は全労連運動の全体にかかわる。建交労など集会や行動に加わるのは方針に反しており、改めて全労連は関知しないことは明確にすべき」とも述べていたようだ。

なお三日間で文書発言ふくめ七十七人が討論したとのことだ。

裁判内容は先送り

司会 国労大会は「予想どおり」と聞いている。論議のポイントはなんだったのか。

C 最大の焦点は「新たな訴訟」を含めた解決に向けた方針の決定、とりわけ未提訴闘争団員の訴訟の請求内容に地位確認（解雇無効）を入れるか入れないかだった。

まず裁判についてだが、委員長は冒頭あいさつで、「時効を見据えて提訴。内容、タイミングは闘争団全国連絡会議・弁護士と連携を取るが、中央執行委員会に一任してほしい」というもの。これは予想どおり。予想外の発言もあった。ITF日本代表が「国労は政治解決を求めているが、相手側も含め解決機運は現段階ではない」国労に奮起を促す発言をおこなったことだ。

運動方針案、大会全体の流れは、地位確認を求めるとでなく損害賠償になるとの傾向が強い。成果がなにもなかったかといえそうではない。

一つは国労大会ではじめて鉄建公団原告団を支援する共闘会議議長、建交労委員長を来ひんとして招待、あいさつされたこと。二つは闘争団全国連絡会が決定（七月二〇日）した「解決に当たっての具体的要求」（資料参照）を国労の要求として受け入れることを決定したことだ。この要求の中心は①雇用、②年金受給権回復、③損害賠償だから、本部が考えている「損賠だけ」とは矛盾する。今後の「波乱」要素となる可能性もある。

司会 結論は「本部一任、裁判内容は先送り」ということ？

C そういうことです。

司会 「要求」は国労要求だよな。一〇四七人との関係はどうなるの？

C 関係組織（全動労争議団）、動労千葉争議団ともすりあわせ「一〇四七連絡会統一要求」に高めていくことになるのではないか。

少しばかり気になったのは、国労大会の華だった職場実態の報告がもつとあつてよかったのだと思われたことです。くわしくは別稿の大会レポートをご参照いただきたい。（つづく）

国労全国大会は何を決定したのか

国労の第七四回定期全国大会は七月二十七日と二十八日伊東市で開催された。この大会の主要な課題は、JR発足二〇年を前に不当にも不採用となり引き続き解雇された仲間達一〇四七名の闘いをどう強化するのか、9・15判決により開かれた新たな局面のもとで、いよいよ解決に向けた闘いをどう組織しなければならないか、また昨年 of JR西日本での大事故以降、JR各社で続いている事故に対してどのような安全闘争を組織するのか等、大いに注目する大会であった。

不十分な訴訟内容

JR不採用事件の解決を求める闘いは、「新たな訴訟」をいつどのような形で行うのか注目されていたが、提訴は決定したものの、その時期と内容は「時効を見据えて」決定すると言う、実に消極的な決定にとどまった。大会冒頭の委員長挨拶が示すように、「闘いの道筋はあくまでも政治解決にある。しかし、時効を考慮しない訳にはいかない。」との理解のもと、この方針に積極的な意味は認められない。求められるべきは最も有効時期（例えば九月十五日）に最も有効な内容で「新たな訴訟」が提起されるべきであったにもかかわらずである。

従来国労本部が考えていると思われる「損害賠償に限る」訴訟に対して、「地位確認」を求める強い意見は次のように提起された。

イ、要求に見合う訴訟内容でなければならぬという事である。この大会で改めて決定した「解決にあたっての具体的要求」（資料参照）は雇用・年金・解決金を明確に掲げてあり、この要求を認め、真に獲得を目指そうと思えば「地位確認」は求めざるを得ないであろう。損害賠償交渉の過程で「実は年金も」とはならないはずである。こうして雇用・年金・解決金を求めるならば、要求に見合う訴訟でなければならぬのは自明の事である。

ロ、9・15判決を機に、これを抛り所に解決をとるのであれば、「新たな訴訟」が鉄建公団訴訟とかけ離れたものであつてはならないはずである。本部の説明によると未提訴者のうち五百名の意思確認は終了していると言う。（どのような意思確認か）が、同じ国労闘争団の訴訟が、先行している訴訟は「地位確認」を含み、「新たな訴訟」と言われるものが「損害賠償」にとどまるのであれば、それは矛盾であり説得力を持たない。今後の闘いの過程で分断の要素ともなり得る。何よりも多くの支援を続けていたいただいた仲間達に失望を与えるものになる。

このような当たり前の提起にもかかわらず、大会は「新たな訴訟は時効を見据え、闘争団全国連絡会議・弁護団との連携を密にしながら中央執行委員会が取り扱っていく」との書記長集約が確認された。なお不採用事件についての集約は八点にわたって行われた。

①何としてもこの時期に政治解決を図るといふ強い決意を全体が確認する。

②解決に向けた体制は、七月十四日の共同申し入れで示した国労・建交労・中央共闘・国鉄共闘の四者の協力、共同を強めていく。

③要求は闘争団全国連絡会議がまとめた雇用・年金・解決金を柱として四団体の一致を求める。

④大衆運動は中央、地方の運動を背景に、学者・文化人アピール運動、議会決議などを強化する。

⑤闘争団を支える運動として、生活支援カンパ、物資販売、DLR基金、連帯する会の活動を強化する。

⑥支援共闘運動は中央共闘を軸に地方の共闘運動を更に強化する。

⑦「新たな訴訟」は行う。時期、内容は闘争団・弁護士と連携を深め中央執行委員会を取り扱う。

⑧機関手続きは、推移を見て必要な機関会議を開催する。（臨時全国大会を含む）

安全は要員と一体

安全・安定輸送の確立を求める闘い（安全闘争）は、労働組合にとって、あらためて重要な闘いである事をこの間のいくつかの事故が示している。

大会冒頭の委員長挨拶でも第一の課題として、安全を守る闘いの重要性が提起されている。また、代議員の発言でも安全闘争の強化を求める声は多かったように思う。

昨年の福知山線大事故、そしてJR東日本の羽越線事故、本年一月の伯備線触車死亡事故、七月には東海道線新居町構内での触車死亡事故が発生している。また、首都圏でも山手線を中心に工事にもなう線路異常や車両故障など国土交通省から指導を受けるような事故が続いている。労働組合としては、当然にも最重要課題として闘いに立ち上がらなければならないが、方針は「職場総点検運動」「安全総点検運動」を職場から定着されるにとどまり、「国土交通省への要請」をこえるものではない。また、代議員の発言もこの一年間の闘いの経過、成果や欠陥を深く求める声は弱く、実に不十分な議論に終始した。

先にふれた委員長挨拶では、「会社経営をチェックし、積極的に改善する能力を作り上げ、鉄道輸送のあり方、経営のあり方を変革する運動に発展させる」とまで、言い切っているのであるが、これが「安全総点検運動を職場から」だけでは不十分である。職場からの闘いが出発点であり基本である事は言うまでもないが、さらに次の新たな強力な取り組み・闘いが必要であり、企業にとどまらず、広く社会に訴える問題提起が必要である。国労の組合員も犠牲になった伯備線事故の現場からは「業務は当たり前に入れ」「安全は守れ」だけでは増大する業務量に対応できないとの声が上がっている。基本的な要求は、「業務量増大に対応する要員を増やしてほしい」という事である。この要求を出発点に、どのような闘いを会社に向けて、社会に向かって組織できるか深く考えるべきである。

らいひんに建交労、国鉄共闘議長

この大会で特に注目されたのは、建交労の佐藤委員長と国鉄共闘会議の二瓶議長が

来賓として挨拶に立った事である。佐藤委員長は「9・15判決以降は解決に向けた新たな局面」であると、国労と同じ認識であるとの立場を表明し、「一〇四七名連絡会」の団結を軸に裁判闘争、大衆闘争、政治闘争を一体のものとして闘う事の重要性を訴えた。また、二瓶議長は「9・15判決以降様々な努力があったが、七月一四日の鉄道局長への四団体申し入れは一〇四七名問題の解決の一步を踏み出した」との認識を述べ、「今後大衆運動を中心にしながら政治的解決をめざしたい。」とその決意を語った。このような環境を作りだしたものが、9・15判決であった事を考えると、鉄建公団訴訟の持つ意味は限りなく大きいと言うべきである。

そして、本年七月、本部委員長名で、JR東日本に提出された「釈明文」に対して強い批判の声が上がった。国労内部ではほとんど報告されていないが、JR東日本株主総会において「株主会」が行った行動に対して、JR東日本より「総会を混乱させ中断させた。」との抗議である。JR社員ではない国労組合員が多くかかわっていたと言う事である。この抗議に本部委員長名で「釈明」という名の事実上の謝罪文が提出されている事に対し、一部代議員より厳しい批判がなされた。混乱の責任はすべて国労にあるとの立場からの謝罪文である。

そもそも「株主会」は、国労が中心になって結成されてきたもので、株主総会では例年厳しく会社の姿勢を批判してきたものである。しかし、四党合意問題以降、理由は不明であるが国労は「株主会」を離れ、国労組織とは関係を持たない組織になっている。闘争団組合員が参加していたとは言え、国労として責任を持ち得ない、「株主会」の行動に国労が抗議を受け、謝罪文を提出するとは、代議員の批判は当然である。「株主会」との十分な話し合いもなく行われた事は大いに問題であり、今少し知恵ある対応をすべきであった。

ただ、この問題を考える際、問題の本質は別のところにある事に気付くべきである。これら「株主会」の行動などに対し、一部地方・職場からは大同団結に水を差すものとの批判が加えられていると言う。しかし、これは明らかに議論の「すりかえ」である。問題にすべきは、労使関係を改善したいと思うあまり、会社を批判し厳しく追及するなどの行動を嫌悪し、タブーとするかのような、中央・地方の指導部の考え方と事実上それを容認するような国労運動の現状である。大同団結を破壊する等明らかに「すりかえ」を許さず、その本質について、国労運動の基本的な姿勢を求めて議論が行われるべきである。

以上のように幾つかの問題点を残して大会は終了したが、多くの代議員が指摘しているように有効な時期と内容で「新たな訴訟」が行われるよう一層努力が必要である。二瓶議長が言うように、四団体共同申し入れによって第一歩を踏み出したにすぎないのである。ひと回りもふた回りも大きな大衆闘争が今こそ組織されねばならない。

(金平 博)

〔資料〕 解決にあたっての具体的要求（国労闘争団全国連絡会議）

I、基本的態度 我々は、二〇〇三年十二月二十二日の「最高裁判決」並びに昨年九月十五日の「鉄建集団訴訟判決」を踏まえ、政府の決断により、解決を図ることを求める。

II、具体的要求 解決にあたり、以下の通り具体的施策を図るよう求める。

一、雇用

① 鉄道運輸支援機構、J R各社及び関連会社もしくはJ R各社に準ずる条件の雇用を確保すること。
② 闘争団の運営する事業体及び新規起業に対し助成を行うこと。

③ 雇用の確保にあたっては、高齢者、病弱者に対する配慮を行うこと。

二、年金

① 一九九〇年四月以降も国鉄清算事業団職員同様の年金加入条件とし、その受給権を回復すること。
② 年金受給権の回復が困難な場合は、以下の取り扱いを行うこと。

イ、現行年金受給者に対し、同年齢のJ R退職者の平均受給額との差額を支払うこと。

ロ、今後年金を受けるものに対しては、J R社員の退職後の受給額との差が生まれないよう、差額を支払うこと。

三、解決金 解決金として以下のとおり支払うこと。

① J R不採用により受けた損害金を支払うこと。

② 精神的苦痛に対する慰謝料を支払うこと。

◇ 読者からのおたより ◇

政令市―はじめての選挙 来年四月一日に新潟市は政令都市になり、それにもない市議会議員選挙も各区ごとに行われます。私は、今日の憲法状況や困難な中でも自分の生き様と尊厳をかけて闘い続けている多くの仲間を励まされて、住んでいる西区から立候補する決意で準備をしています。今回の選挙は、選挙区が狭まる上に一・五倍以上の票が必要になります。西区は、現職が一五名おり、しかも有力な議員が多くいます。定数十一名の枠をめざして、現職・新人二〇名近くが立候補するとみられ、大変厳しい選挙になります。

私は、市議会議員として二〇〇〇年に新潟市議会で初めて「本格的条例」と言われる議員提案の『新潟市介護保障基本条例』に関わりました。二期目は、官製談話が問題になる前から市役所幹部職員の「天下り」を問題にしてみました。大型事業より市民生活を優先に、「市政を市民の目線に」と心がけてまいりました。働く人々や子供、お年寄りが安心して暮らせる「一人ひとりが大切にされ、いかされるまち」（市民憲章）をつくるために全力で頑張ります。（新潟・小林義昭）

編集部より 小林さんは私にとつて釣りの師匠。全国の皆さん、新潟市内の知人・友人ご紹介を！
少数だからこそ、出来る事もある 今日届いた社会党の頃からの旬刊「社会通信 No.九七一号に「連合と悪法」という一文があり、「二つの保守政党が『改革』の名のもとに、反動政策を競い合う。木にたとえれば幹は同じ。枝葉に違いを作っているだけだ。月日とともに枝葉は伸び大地は暗黒の世界となる」とある。また労組・連合も同様で、「内部で意見が分かかれ、反動の流れにまかせている」と書かれている。少数だと嘆くよりも、少数だからこそ、出来る事もあると私は思いたい。なお私の国民保護関連条例の反対討論も掲載されていた。（大阪・Y）

編集部より おっしゃるとおり、こんな情勢下でもできることやらなければならぬことを考えあわなきやいけない。私の今年の初夢は一つ。若者とのふれ合いの場をつくることです。仲間と協力しながら活動中。

よかった！ 巻頭言などNo.九七三号、なかなか良かったです。資本制の虚世界に触れたものですが、人々はその幻想の中に埋没してその世界を支えつつけている。なぜでしょうか。そこをリアルに撃たない限り、その幻想世界はつづく。（元教師）

編集部より 同じようなおたより、電話等でもいただいています。株式市場「取引所」の階級性は？ エンゲルスの書簡で勉強させられたことです。